

令和3年度

個人情報保護の運用状況報告書

(枕崎市個人情報保護制度)

枕崎市

令和4年6月

市が保有する情報の中には、個人のプライバシーに関するものも多くあります。
このような情報を適正に保護、管理するため、本市では、平成12年4月から個人情報保護制度を実施しています。

1 個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度とは、市が保有している個人の情報を適正に管理する手続を定めるとともに、本人に限って情報の公開及び訂正を求める権利を保障し、また、市が保有している個人情報の管理等が適切でないと思われる場合に利用停止の請求をする権利を明らかにした制度です。

また、本市の情報公開制度で不開示としている個人に関する情報を、この制度を利用することで開示できるなど情報公開制度を補完する制度でもあります。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

議会、市長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者

(2) 対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして現在保有しているものです。

(3) 個人情報となるもの

特定の個人を識別でき、又は識別できると思われるもの及び個人識別符号（特定の個人を識別することができる文字、番号、記号その他の符号をいう。）が含まれるものをいいます。

この制度の施行日（平成12年4月1日）前に実施機関が収集した個人情報でも、実際に保有している行政文書に含まれる個人情報は、すべてこの制度の適用を受けます。

(4) 開示、訂正又は利用停止の請求ができる者の範囲

行政文書に記録されている個人に関する情報の本人（未成年者や成年被後見人である場合は、親権者や成年後見人等を含む。）である者に限って、開示、訂正又は利用停止の請求ができます。

(5) 個人情報の公開手続の流れ

個人情報の公開手続の流れは、次の図のとおりです。

個人情報の公開手続の流れ

〔実施機関〕

議会、市長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の職務を行う市長を含む。）教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者

・請求権者＝本人（本人の意思等により正当な委任を受けた受任者を含む。）又は法定代理人（未成年者又は成年非後見人の場合の親権者等又は成年後見人）

・請求方法＝書面による（厳正を期するため押印は必要）
 { 請求の際に本人等の身分の確認を要するため、郵送・FAXによる請求は不可 }

・請求窓口＝各実施機関の担当課又は総務課

・対象文書＝本人に係る個人情報

担当課又は総務課

請求者

開示請求

請求の受理

請求情報の特定

送付
(移送)

[文書がある場合]

[文書がない場合]

開示・不開示の判定

条例第14条に照らし合わせて判定する。

文書不存在

・判断期限＝原則15日以内
 { 正当な理由がある場合15日を限度として延長できる。 }
 ・判断権者＝各担当課長等

担当課

部分開示

不開示

審査請求

〔第三者機関〕

諮問

情報公開・個人情報保護審査会

・審査会委員＝識見を有する者（5名以内）

答申

裁決

開示

・開示時期 決定から30日以内に請求者の申出に基づき決定する。
 ・開示方法 閲覧又は写しの交付等
 （郵送による開示は認めない。）

・手数料及び費用 閲覧＝無料
 写しの交付＝写しの交付に必要な費用

不開示

制度の運用状況

4 個人情報開示請求等一覧表

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

| 受付 番号 | 整理 番号 | 請求年月日 | 請 求 の 内 容 | 決定内容 | 所 管 課 | 不開示・部分開示等の理由 | 備 考 |
|----------|----------|--------|---|------|----------------|--|-----|
| 1 | 3-1 | 3・7・16 | 市が保有する我が子に関する全ての情報の開示 | 部分開示 | 福祉課 (社会係) | 枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するため。 | |
| 2 | 3-2 | 3・7・16 | 市が保有する我が子に関する全ての情報の開示 | 部分開示 | 福祉課 (障害福祉係) | 枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するため。 | |
| 3 | 3-3 | 4・3・15 | 請求者の子に関する情報に係る一切の書類 | 部分開示 | 市立病院 | 枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するため。 | |
| 4 | 3-4 | 4・3・22 | 開示請求者は、令和〇年〇月〇日に枕崎市民となり、同年〇月〇日に〇〇〇〇氏と婚姻。同年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇を出産。出産前から健康課及び福祉課で情報共有を行う。 令和〇年〇月〇日、開示請求者が〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇〇に救急搬送され、翌〇月〇日に体力回復を図るために〇〇の利用希望があったため、夫や家族に説明、同意を得、申請に至ったものの、翌〇月〇日、開示請求者の夫の両親が突然反対し、両親宅にて〇〇〇〇を監護。これにより開示請求者は〇〇〇〇と会えなくなり、〇〇〇〇〇となる。 同年〇月〇日に〇〇〇〇を戻してもらったが、家族関係が悪化し、同年〇月〇日には開示請求者は〇〇〇〇とともに家を追い出された。この一連の出来事を確認するための資料(令和2年6月以降現在までのもの)を開示するものである。 | 部分開示 | 福祉課 | 枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するため。 | |

